

令和8年4月14日

市営住宅関連通知の誤送付による個人情報の漏洩について

市営住宅に関する入居者負担額通知書の記載に誤りがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

3月27日、市営住宅入居者あての入居者負担額通知書（以下「通知書」）を5名へ送付しましたが、うち1名(A)あての通知書に、別の入居者(B)の個人情報（生年月日）を誤って記載したことが発覚しました。

2 経過

R8.3.27 ・通知書発送

R8.4.10 ・Aから電話があり、通知書の記載に誤りがあるとの指摘を受ける。
・Aが来庁し、その場で確認したところ、AではなくBの世帯員の生年月日が記載されていたほか、所得月額も誤っていたことが判明した。その場で誤った通知書を回収し、謝罪した。また、内容を修正した通知書を再度発行することで了承を得た。
・Aあての通知書を正しい内容に修正し、Aを訪問。通知書を手渡しのうえ謝罪した。

・Bから電話あり。AとBは同じ市営住宅に住んでおり、会って話をする中で、自分の世帯の生年月日がAあてに届いた通知書に記載されていることを知った、との申し出あり。直接Bを訪問し説明したいと伝えたところ、Bより、訪問は翌週4/13にしてほしいとの希望を受ける。

R8.4.13 ・Bから電話あり。訪問ではなくこの電話で経緯を説明してほしいとの申し出あり。説明のうえ謝罪し、了承を得る。

・A以外の他の入居者を訪問し、通知書を確認させていただく。Aあて以外の通知書には、誤記載はないことを確認した。

3 原因

通知書発送の際の他の職員によるチェックが不十分であった。

4 再発防止策

2人体制によるチェックを行い、確認を徹底する。

担当：住宅政策課 市営住宅係
課長 松本、係長 菅野
電話 024-529-7693